

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、○部長として業務に従事していたところ、平成○年○月○日、自宅において死亡しているところを請求人に発見された。検案書には、「死亡したとき：平成○年○月○日午前○時○分頃、直接死因：縊死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、この給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、これを取り消した。この決定を受け、監督署長は、請求人の給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分をした。

請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、監督署長が決定した請求人の給付基礎日額が不服であるとして再審査請求を行うものの、具体的な主張をしておらず、自らの主張を裏付ける客観的資料の提出も行っていない。

(2) 当審査会として、請求人の請求の趣旨を踏まえ、改めて本件における一件記録を精査するも、被災者の平均賃金算定期間中における各月の時間外労働及び休日労働に対する割増賃金は、決定書理由第2の(1)に説示するとおりであり、請求人に算定されていない時間外労働時間があると認めることはできない。したがって、当審査会としても、監督署長が再計算して算出した被災者の給付基礎日額は適正な額であると判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を〇円と算定して請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する変更決定処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。